## 第20号議案

中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督員」という。)に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督員を配置する工事)

- 第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督員が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。
  - (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
  - (2) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に 係る工事

(布設工事監督員の資格)

- 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督員が有すべき資格は、次のとおりとする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び 水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年 以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科におい て衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1 年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者

- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) 第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者 (選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。) であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

- 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の とおりとする。
  - (1) 前条に規定する布設工事監督員の資格を有する者
  - (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、 農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれに相当する学科目を修めて卒業した 後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定 する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者 については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。